

社会福祉法人皆楽園 理事、監事及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人皆楽園（以下「この法人」という。）の理事、監事及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 理事、監事及び評議員は、無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第3条 この法人の開催する理事会、評議員会、監事監査等及び研修のために理事、監事及び評議員等が要した費用の一部を弁償する。

- (1) 費用弁償の対象は、上記会議に出席するために要した費用とする。理事、監事及び評議員等は全て同一基準により費用弁償する。
- (2) 費用弁償の額は別表1による。
- (3) 理事、監事及び評議員等の職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）は、社会福祉法人皆楽園旅費規程に準じて支給することができる。
- (4) 費用弁償はその都度支給する。
- (5) 本規程により難しい場合は、本規程の主旨に沿いその都度協議する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から実施する。

この規程は、平成16年3月27日から実施する。

この規程は、平成29年6月24日から実施する。

別表1

区 分	費用弁償
理 事	1回 5,000円
監 事	1回 5,000円
評議員	1回 5,000円
評議員選定・解任委員	1回 5,000円
入所検討委員	1回 5,000円
苦情解決委員	1回 5,000円
その他	1回 5,000円